

2026年5月14日

各 位

会社名 株式会社 ひらまつ
代表者名 代表取締役社長 三須和泰
(コード番号 2764 東証スタンダード)
問合せ先 執行役員 経営管理本部長 服部 亮人
(TEL : 03 - 5793 - 8818)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2026年5月14日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を、2026年6月29日開催予定の第44期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

機動的な資本政策及び配当政策を図るため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能となるよう、変更案のとおり定款第38条(剰余金の配当の決定機関)を新設するものであります。

その他、上記の変更に伴い、条数の整備等の所要の変更を行うものです。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりです。

(下線部は変更箇所)

現行定款	変更案
第7章 計算 (事業年度) 第37条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。 (新設)	第7章 計算 (事業年度) 第37条 (現行とおりの)
(剰余金の配当の基準日) 第38条 当社の剰余金の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。	(<u>剰余金の配当の決定機関</u>) 第38条 <u>当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</u>
	(剰余金の配当の基準日) 第39条 当社の剰余金の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

<p>(中間配当)</p> <p>第 39 条 当社は、取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日を基準日として中間配当をすることができる。</p> <p>(配当の除斥期間)</p> <p>第 40 条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社は、その支払義務を免れる。</p>	<p>(中間配当)</p> <p>第 40 条 当社は、取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日を基準日として中間配当をすることができる。</p> <p>(配当の除斥期間)</p> <p>第 41 条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社は、その支払義務を免れる。</p>
--	--

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2026 年 6 月 29 日 (予定)

定款変更の効力発生日 2026 年 6 月 29 日 (予定)

以上